

# 宮崎市立宮崎西小学校いじめ防止基本方針

令和元年改定

## はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

宮崎市いじめ防止基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、市・国・県・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

本市では、平成28年度に中学生がいじめにより尊い命を自ら絶つという事案が起こっている。その際、調査を実施した「宮崎市いじめ防止対策委員会」から平成29年10月27日に答申された「宮崎市立中学校における生徒の自殺に関する報告書」において、事実が明らかになるとともに、『小中学校のいじめの防止等に向けた10の提言』がなされました。

市では、この提言を重く受け止め、このような事態の再発を防ぐためにもいじめの根絶を図るという強い決意で、今回の改定において、市の基本方針に反映させるとともに、基本方針の中に引用しました。

以上のことを受け、本校でもいじめの防止等のための対策に関する「いじめ防止基本方針」を令和元年6月に作成し直しました。この方針は、本校の全ての教職員が「いじめ」という行為や「いじめ問題」に取り組む基本的な姿勢や組織的な対応について共通理解・共通実践を行い、「いじめ問題」の根絶のために一丸となって取り組むことを定めるものです。

## もくじ

|     |                            |       |
|-----|----------------------------|-------|
| 第1  | いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 |       |
|     | はじめに・もくじ                   | 1     |
|     | 小中学校のいじめの防止等に向けた10の提言      | 2     |
| 1   | いじめの定義                     | 3     |
| 2   | いじめの理解                     | 3     |
| 3   | いじめの防止等に関する基本的な考え方         | 3     |
| (1) | いじめの未然防止                   | 3     |
| (2) | いじめの早期発見                   | 3     |
| (3) | いじめに対する措置                  | 3     |
| (4) | 家庭や地域との連携                  | 4     |
| (5) | 関係機関との連携                   | 4     |
| 第2  | いじめの防止等のための対策の内容に関する事項     |       |
| 1   | いじめの防止等のために学校が実施する取組       | 4     |
| (1) | 学校いじめ防止基本方針の策定             | 4     |
| (2) | 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織     | 5     |
| (3) | 学校におけるいじめの防止等に関する措置        | 5     |
| ア   | いじめの未然防止                   | 5     |
| イ   | いじめの早期発見                   | 6     |
| ウ   | いじめに対する措置                  | 7～8   |
| エ   | インターネット上のいじめへの対策           | 9     |
| 2   | 重大事態への対処                   |       |
| (1) | 市教育委員会又は学校による調査            | 10    |
| (2) | 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置    | 14    |
| 第3  | その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項   |       |
| 1   | 基本方針の点検と必要に応じた見直し          | 14    |
|     | 【参考】資料1～5                  | 16～21 |

「宮崎市いじめ防止対策委員会」からの『小中学校のいじめの防止等に向けた10の提言』  
(項目のみ抜粋)

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| ① いじめの発見<br>～ アンケートの内容及び方法の工夫～                        |
| ② 表出したいじめへの対応<br>～ 組織的できめ細かな対応～                       |
| ③ 表出していないいじめへの対応<br>～ 教職員の認識の強化・自他のつらさに対する援助希求的態度の育成～ |
| ④ 児童生徒のいじめに対する認識の促進<br>～ 児童生徒に対する「学校いじめ防止基本方針」の内容周知～  |
| ⑤ いじめ防止に関する学校全体での取組<br>～ 児童生徒の主体的な取組の充実～              |
| ⑥ 対人関係能力と態度の育成<br>～ 全教育活動を通じた計画的な実践～                  |
| ⑦ 居心地のよい学級集団づくり<br>～ 諸調査の活用による児童生徒や学級集団の状況把握～         |
| ⑧ 保護者との連携<br>～ 学校と家庭の双方向による情報の共有～                     |
| ⑨ 小中一貫した情報の共有<br>～ 記録に基づく児童生徒への対応～                    |
| ⑩ いじめの解消の判断<br>～ 組織的・継続的ないじめの解消の見届け～                  |

※ 『小中学校のいじめの防止等に向けた10の提言』を、これからも風化させることなく、各学校における取組に活かすために市の基本方針の文中に引用（太線枠囲み）しています。

いじめの発見

～ 保護者の方へ ～

本校では、毎月一回子ども達の心身の状態を知る「西っ子アンケート」を行っています。このアンケートを通して子ども達の「不安や悩み、いやなこと、困っていること、今楽しみなこと、頑張っていること」等を知ることができます。そこで分かったいじめは、全職員で解決を図るように「すこやか会議」等を行っています。

いじめを未然に防ぐために、学校でも子どものサインを見逃さないように努めています。見えないところでのいじめをなくすためには、より多くの目が必要です。そこでお願いします。「宮崎市立宮崎西小学校いじめ防止基本方針」の最後に【参考】資料3をご覧ください。お子さんの最近の様子と当てはまる、あるいは近い様子が見られましたら、すぐに担任へお知らせください。よろしく申し上げます。

これに関わらず、お子さんが「不安や悩み、いやなこと、困っていること」等がありましたら、担任へすぐにご相談ください。

# 第1 いじめの防止等ための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。いじめを生まない土壌づくりに努めます。
- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめの背景にある要因に着目し、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校づくりに努めます。

### (1) いじめの未然防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく、早期に発見し、早期の対応に努めます。

### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

#### (4) 家庭や地域との連携

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校関係者評価委員等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築していきます。

#### (5) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応をしていきます。

##### ① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援や指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

##### ② 警察、法務局との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

##### ③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

##### ④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために学校が実施する取組

学校の校長は、積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等のための取組が全教職員に理解され、確実に遂行されるよう努めます。

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 市の基本方針及び国、県の基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。
- ② 学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・ 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめの加害者への支援につながる。

- ③ 学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る次のような内容です。

**(2) 学校におけるいじめの防止等のための対策のための組織**

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置します。  
本校では、既に設置している「いじめ・不登校対策委員会（すこやか会議）」をもって充てることとします。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する（緊急すこやか会議）こととします。

**【構成員】**

全教職員

**【活 動】**

- 学校いじめ防止基本方針の見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

**(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置** ※別紙1参照

**ア いじめの未然防止**

**(ア) 児童が主体となった活動**

- 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設けます。
  - ・ 学校行事での児童主体となった活動の推進  
(修学旅行・宿泊学習・遠足)
  - ・ 特別活動等での話し合い活動の充実
  - ・ 縦割り清掃活動の実施
  - ・ ボランティア活動の推進
  - ・ 運営委員会による友達のよさに目を向けさせる活動  
(あいさつの木・ありがとうカード)
  - ・ 友だちのよさを認める活動の推進
  - ・ 特別活動や帰りの会等における友だちのよいところ探しの実施
  - ・ 「いじめ根絶週間」を利用した「ありがとうの手紙」、「挨拶名人」
- いじめの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を、設定します。
  - ・ 「いじめ根絶週間」を利用した社会的スキル学習の実施
  - ・ 人権集会を利用したの全校学習会

(イ) 教職員が主体となった活動

- 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
  - ・ 居心地のよい学級集団をつくるために、諸調査の活用を図る。
  - ・ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
  - ・ 授業研究会の実施
- 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談日を設け、児童の気持ちに寄り沿った相談体制づくりを目指します。
  - ・ 教育相談日の設定
  - ・ 「いじめ根絶週間」の設定
- 全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。
  - ・ 教科や特別活動、道徳の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
  - ・ 外部講師等による講演会の実施
- 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
  - ・ 参観日の懇談会での学校の方針説明
  - ・ 生徒指導部だより等を活用しいじめの防止活動の報告
  - ・ オープンスクールの実施
  - ・ 道徳参観日の懇談会を活用した保護者の啓発

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめられた児童、いじめた児童が発するサインを、教職員及び保護者で共有します。
- 児童が発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照
- (イ) 教育相談日を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
- 教育相談日の設定
  - いじめの相談窓口（担任、生徒指導主事、養護教諭等）の周知
- (ウ) いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
- 学校独自のアンケートの実施
  - 県下一斉のアンケートの実施
- (エ) 「すこやか会議」において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
- 職員会議での情報の共有
  - 過去のいじめ事例の蓄積

(オ) 小中一貫した情報の共有化による児童生徒への対応

- 合同研修会での生徒指導の現状報告
- 進級、進学時の情報の記録簿による確実な引き継ぎ
- 問題発生時の迅速な対応

## ウ いじめに対する措置

※別紙4参照

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について関わりのある担当職員や生徒指導主事等及び管理職に速やかに通報します。

(イ) 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主事等が、いじめを認知した場合は「すこやか会議」の委員へ報告し、情報の共有化を図ります。

(ウ) 事実関係についての調査

- 速やかに「すこやか会議」を開き、調査の方針について決定します。
- 児童の聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する教職員（複数）を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この調査により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

(エ) 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、「すこやか会議」において、指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「すこやか会議」で決定します。
- 「すこやか会議」の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。



## **いじめられた児童とその保護者への支援**

### **【いじめられた児童への支援】**

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する
- ・ 心のケアを図る
- ・ 今後の対策について、共に考える
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・ 温かい人間関係をつくる

### **【いじめられた児童の保護者への支援】**

複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

## **いじめた児童への指導又はその保護者への支援**

### **【いじめた児童への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う
- ・ いじめの加害者として出席停止になった児童については、保護者や関係機関と連携をとりながら出席停止解除の機会を検討する。

### **【いじめた児童の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童やその保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

### **【保護者同士が対立する場合などへの支援】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が積極的にかかわる
- ・ 市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

## **いじめが起きた集団への働きかけ**

### **【集団への指導】**

いじめられた児童・いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

### **(オ) 関係機関との連携**

- 校長はいじめであると認識した場合は、市教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応します。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

### **(カ) 継続指導・経過観察**

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

## **エ インターネット上のいじめへの対策**

### **(ア) ネットいじめとは**

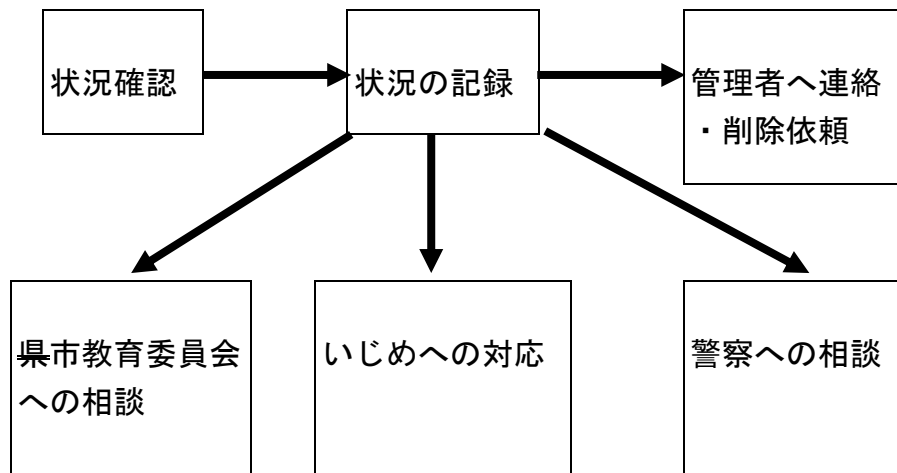
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載することなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

### **(イ) ネットいじめの予防**

- フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 教科や特別活動等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

### **(ウ) ネットいじめへの対処**

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、またネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

## 2 重大事態への対処

いじめによる重大事態が発生した場合、市及び市教育委員会、学校は、いじめ防止対策推進法及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、いじめの被害者等に寄り添うとともに、いじめの事実我真摯に向き合い、事実の徹底した調査等に基づき同種の事案の再発防止を図ります。

### (1) 市教育委員会又は学校による調査

#### ア 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校は、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たります。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

#### (ア) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告します。

(イ) 調査の趣旨及び調査主体について

- ・ 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行います。
- ・ 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。
- ・ 調査主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合が考えられますが、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が調査を実施します。
- ・ 市教育委員会は、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

(ロ) 調査を行うための組織について

- ・ 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けます。
- ・ 学校の重大事態について市教育委員会が調査を行うときは、第2の1(1)により設置される「宮崎市いじめ防止対策委員会」を調査を行うための組織として活用します。
- ・ 学校が調査の主体となる場合、2(2)①により設置されるいじめ不登校対策委員会等を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応します。
- ・ 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(ハ) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行うものです。
- ・ 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとします。
- ・ 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとします。
- ・ 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- ・ 当該調査を実りあるものにするために、市教育委員会及び学校は事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行います。
- ・ 市教育委員会又は学校は「宮崎市いじめ防止対策委員会」等に対して積極的に資料を提供するとともに調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組みます。

## 【調査について】

〈いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合〉

- いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止します。
- いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。
- 聴き取り調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たります。

〈いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合〉

- 児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。
- 調査は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などの方法により行います。

(自殺の背景調査における留意事項)

- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。
- この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とします。
  - ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。
  - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。
  - ・ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。
  - ・ 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意の上で調査を行います。
  - ・ 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。
  - ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。

- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めるよう留意します。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行います。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、遺族の心情に配慮すること、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にします。

(オ) その他の留意事項

- ・ 法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではありません。
- ・ 事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる場合があります。例えば、学校においては、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置としての他の学校への転学等の措置を行うことができるよう、市教育委員会が学校間の連携を図る等の措置を行います。
- ・ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

(カ) いじめられた児童への支援

いじめられた児童に対して継続して3ヶ月間現状についての報告をすこやか会議で行う。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。
- ・ これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意します。
- ・ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとります。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行います。

- (イ) 調査結果の報告
- ・ 調査結果については、市長に報告します。
  - ・ 上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付することとします。
- (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
- ア 再調査
- ① 上記(1)イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について改めて調査（以下「再調査」という。）を行います。
  - ② 当該再調査は、専門的な知識又は経験を有する第三者等により構成された、市長部局の附属機関である「宮崎市いじめ問題再調査委員会」により行います。
  - ③ 再調査についても、市教育委員会又は学校等による調査同様、市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。
- イ 再調査の結果を踏まえた措置等
- ① 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。
  - ② 上記の「必要な措置」としては、市教育委員会においては、例えば、指導主事等の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等を検討するものとし、市長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置等について検討します。
  - ③ 再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告します。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮をします。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校評価と教員評価
- 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うこととする。その際以下のことに留意する。
- ・ いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応ができていないか。
  - ・ 児童や地域の状況を踏まえた目標設定ができていないか。
  - ・ 目標に対する具体的な取組状況や達成状況を説明しているか。
  - ・ 学校は、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいるか。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。その際以下のことに留意する。

- ・ いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解に努めているか。
- ・ 未然防止や早期発見に努めているか。
- ・ いじめが発生した際に、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応ができていいるか。
- ・ 個人で対応せずに、組織的に対応しているか。

(3) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

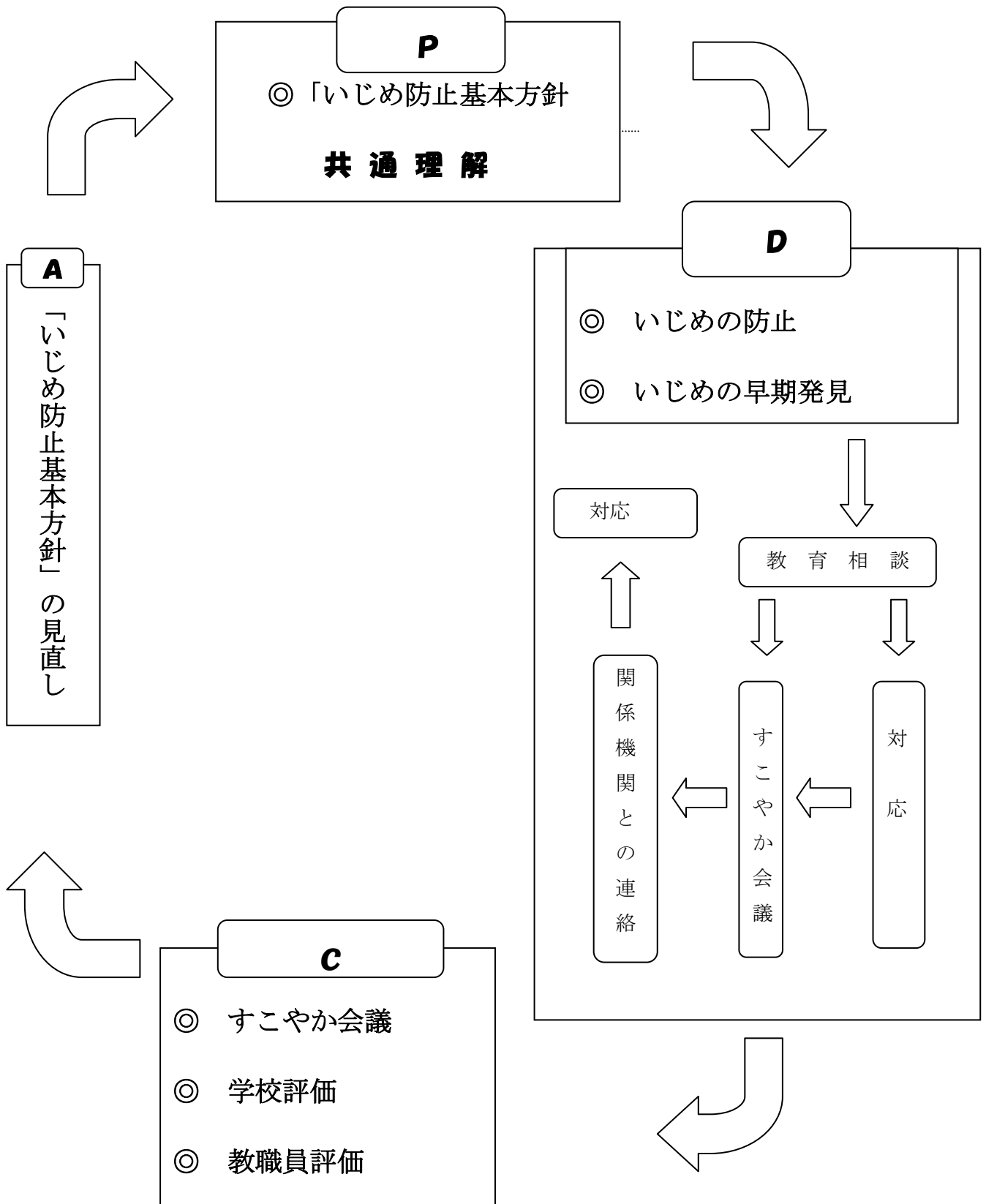


## 資料 1

## 宮崎西小学校いじめ防止プログラム

| 月  | 未然防止                 |                                                                                    |                       |                                   | 早期発見・早期対応       |                                                                                                      | 保 護 者・地 域との 連携                | P D C A   |
|----|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------|
|    | 学校行事 週間等             | 児童が主体とな った活動                                                                       | 道徳科・特別 活動等            | 職員研修                              | アンケート 教育相談      | いじめ不登 校対策委員 会等                                                                                       |                               |           |
| 4  | 入学式 地区児童 会 1年生を 迎える会 | 【通年の活動】 あいさつ運動・ ボランティア活 動・花ボランテ ィア 集団登校・班会 <b>縦割り清掃活動 の実施</b> 児童による学校 行事や集会の企 画・運営 | 道徳科：いじ め① 学級の目標 代表委員会 | 学校目標 の共通理 解と評価 (毎月) 学校基本 方針の共 通理解 | 第1回すこ やかアンケ ート  | すこやか会 議 (通年：月1 回)                                                                                    | PTA総 会 (基本 方針の 説明) 学校だ よりの 発行 | 年間計画 の確認  |
| 5  | 春の遠足 体力テスト           | 測定等 (異学年 の協力)                                                                      | 特別活動：い じめ① (基本方針 の説明) |                                   | 第2回すこ やかアンケ ート  | ・緊急時には 臨時のすこ やか会 議を開催<br><br>・終礼で学年 で気になる 情報を共有<br><br>・昼の放送で の問題対応<br><br>・アンケート の分析・基 本方針の 改定原案 作成 |                               |           |
| 6  | いじめ根 絶週間             | 異学年遊び                                                                              | 学級のちか い決定 道徳科：いじ め②   |                                   | 第3回すこ やかアンケ ート  |                                                                                                      |                               |           |
| 7  |                      |                                                                                    |                       | 合同研修 会                            | 第4回すこ やかアンケ ート  |                                                                                                      | 学校関 係者評 価                     | 職員によ る 評価 |
| 8  |                      |                                                                                    |                       | 研修会                               |                 |                                                                                                      |                               |           |
| 9  | 道徳参観 運動会             | 運動会を通して の絆づくり                                                                      | 道徳科：いじ め④ 特別活動：い じめ②  |                                   | 第5回すこ やかアンケ ート  |                                                                                                      | 懇談会 での説 明                     |           |
| 10 | 遠足 いじめ根 絶週間          | ありがとうの手 紙 挨拶名人                                                                     | 代表委員会 特別活動：い じめ③      |                                   | 第6回すこ やかアンケ ート  |                                                                                                      |                               |           |
| 11 | オープン スクール            | 異学年や保護 者・地域の方と の交流                                                                 | 特別活動：い じめ④            | 合同研修 会                            | 第7回すこ やかアンケ ート  |                                                                                                      |                               |           |
| 12 | 人権集会 持久走大 会          | 人権集会計画・ 実施 作文発表・募金 活動                                                              | 特別活動：い じめ⑤ 代表委員会      |                                   | 第8回すこ やかアンケ ート  |                                                                                                      |                               |           |
| 1  | 給食感謝 集会              | 集会の計画・実 施                                                                          | 代表委員会                 |                                   | 第9回すこ やかアンケ ート  |                                                                                                      |                               |           |
| 2  | いじめ根 絶週間             | 異学年交流 ありがとうの手 紙                                                                    |                       |                                   | 第10回すこ やかアンケ ート |                                                                                                      | 学校関 係者評 価                     | 保護者の 意見収集 |
| 3  | お別れ遠 足 卒業式           |                                                                                    | 代表委員会 特別活動：⑥          | 反省と見 直し                           | 第11回すこ やかアンケ ート |                                                                                                      | 次年度計 画作成                      |           |

資料2 いじめの防止に係るPDCAサイクル



### 資料3

#### 1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

| 場 面        | サ イ ン                                                                                                                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登校時<br>朝の会 | 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。<br>教職員と視線が合わず、うつむいている。<br>体調不良を訴える。<br>身体に傷や殴られた痕がある。<br>表情が暗く、どこかおどおどしたりふさぎ込んだりして元気がない。<br>提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。                            |
| 授業中        | 教職員が教室に入室後、遅れて入室してくる。<br>保健室・トイレに頻繁に行くようになる。<br>教材等の忘れ物が目立つ。<br>机周りが散乱している。<br>決められた座席と異なる席に着いている。<br>教科書・ノートに汚れがある。<br>発言すると嘲笑される。<br>教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。 |
| 給食中        | 一人だけ机を拭いてもらえない。<br>給食当番で、「つぐな(配膳するな)」と言われたり、受け取ってもらえなかったりする。<br>グループで食べる時、机を離されたり、会話に入れてもらえなかったりする。<br>食欲がなくなる。<br>給食のおかずやデザートを他人に与えている。                           |
| 休み時間       | 用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。<br>ふざけ合っているが表情がさえない。<br>衣服の汚れ等がある。<br>友達が急に変わったり、教職員が友達の事を聞くと嫌がったりする。<br>一人でぼつんとしたり、所在無くうろうろしたりする。<br>特定のグループと常に同一行動をとる。               |
| 清掃時間       | 一人で清掃している。<br>後片付けをいつも一人でしている。                                                                                                                                     |
| 放課後等       | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。<br>持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。<br>一人で部活動の準備、片付けをしている。                                                                                   |

## 2 いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

|  | サイン                                                                                                                  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、目配せしたりする。<br>ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。<br>教職員が近づくと、不自然に分散したりする。<br>自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。 |

## 資料 4

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

| サイン |                                                                                                                                                  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>嫌なあだ名が聞こえる。<br/>席替えなどで近くの席になることを嫌がったり、回りから離されたりしている。<br/>何か起こると特定の児童の名前が出る。<br/>筆記用具等の貸し借りが多い。<br/>壁等にいたずら、落書きがある。<br/>机や椅子、教材等が乱雑になっている。</p> |

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

| サイン |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>いらいらしたり、言動が激しくなったりする。<br/>学校や友人のことを話さなくなる。<br/>友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。<br/>朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。<br/>電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。<br/>受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。<br/>不審な電話やメールがある。<br/>遊ぶ友達が急に変わる。<br/>部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。<br/>表情がさえず、時折涙を流す。<br/>転校したい、生まれ変わりたいという言葉が聞かれる。</p> |
|     | <p>理由のはっきりしない衣服の汚れがある。<br/>理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。<br/>登校時刻になると体調不良を訴える。(頻尿や腹痛、下痢、原因不明の熱等)<br/>食欲不振・不眠を訴える。</p>                                                                                                                                                                                      |
|     | <p>学習時間が減る。<br/>成績が下がる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|     | <p>持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。<br/>自転車がよくパンクする。<br/>家庭の品物、金銭がなくなる。<br/>大きな額の金銭を欲しがる。</p>                                                                                                                                                                                                          |

資料5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

